

## ◎社会保険未加入対策について◎

○平成25年7月1日以降、社会保険未加入の建設業者は、入札に参加できません。

### 《内容》

・平成24年5月1日に公布された、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正に伴い、京都府においても社会保険の未加入対策を行っているところです。

今後さらなる対策として、競争入札に参加する者※<sup>1</sup>に必要な資格として、社会保険への加入※<sup>2</sup>が必要となります。

なお、一般競争入札においては、確認申請書等を提出する時点での加入の有無について確認※<sup>3</sup>をおこないます。

・適用予定日：平成25年7月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用

※1 共同企業体にあつては、構成員の全て。

※2 健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全て。ただし法令の規定により適用を除外されている者を除く。

※3 経営事項審査記載事項等により確認。